



報道発表資料

厚生労働省 山形労働局 —YAMAGATA LABOUR BUREAU—

山形労働局発表
平成26年10月16日

担	山形労働局労働基準部賃金室 賃金室長 壽賀恵美子 賃金指導官 伊藤 悟
当	電話 023-624-8224

山形県最低賃金 時間額680円に

—10月17日改正—

山形労働局長（局長：森田^{もりた}啓^{ひろし}司）は、山形地方最低賃金審議会の答申を受け、現行の山形県最低賃金（時間額）665円を15円引上げ、（時間額）680円に改正することを決定していましたが、本日、平成26年10月17日より効力が発生します。（引上げ率2.26%）

常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則として山形県内で働く全ての労働者に適用されます。（引上げ対象者は約6800人。明日17日より山形県内で時間額680円を下回ると最低賃金法に違反することになります。）

なお、派遣元の使用者と派遣される労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。各県によって最低賃金の額が異なりますので、県外に派遣されている労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金を把握し、それを下回らないようにする必要があります。

平成26年度の地域別最低賃金は、全国で13円から21円の引上げとなり、全国加重平均は、16円アップの780円。改正後の最も高い最低賃金は、東京都の888円。最も低いのは、鳥取県他6県の677円。東北で最も高いのは宮城県の710円、次いで福島県の689円、本県は680円で、秋田県・青森県が679円、岩手県が678円となりました。

また、生活保護との乖離は、全国で解消されました。

山形県最低賃金

時間額 **680円**（現行665円、引上げ額15円、引上げ率2.26%）

効力発生日 平成26年10月17日

問い合わせは、山形労働局賃金室までお寄せください。